

平成 25 年度宍粟市の人事行政の運営等の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

宍粟市では、新規採用の抑制・退職勧奨の実施等により、定員の適正化に取り組んでいます。

平成 25 年 4 月 1 日現在の正規職員数は、今年度から消防職員が西はりま消防職員へ身分移管したこともあり、合併した平成 17 年 4 月 1 日と比較すると、8 年間で 127 人減（消防職員を除く）となっています。

(1) 職員の人数について

① 宍粟市職員数の推移

(単位：人)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H17 比較 削減数・率
全体職員数	862	859	822	789	765	767	750	734	663	▲199 人 ▲23.09%
一般職員	537	525	503	479	457	457	444	427	424	▲113 人 ▲21.04%
診療所職員	13	13	12	11	12	15	13	13	14	1 人 7.69%
病院職員	240	249	236	228	227	224	223	223	225	▲15 人 ▲6.25%
消防職員	72	72	71	71	69	71	70	71	0	▲72 人 ▲100%

※ 消防職員は平成 25 年 4 月 1 日より西はりま消防組合へ身分移管したことにより 0 人となっています。

② 目標値・達成率（平成 23 年 4 月 1 日～平成 27 年 4 月 1 日）

(単位：人)

		H23	H24	H25	H26	H27
一般職員	目標値	441	436	437	429	420
	実績値	444	427	424	—	—
診療所職員	目標値	13	13	13	13	13
	実績値	13	13	14	—	—
病院職員	目標値	230	233	234	236	238
	実績値	223	223	225	—	—
消防職員	目標値	71	71	—	—	—
	実績値	70	71	—	—	—
全体職員数	目標値	755	753	684	678	671
	実績値	750	734	663	—	—
	削減数	▲5	▲19	▲21	—	—

※ 平成 25 年度は宍粟環境事務組合職員受け入れにより一般職員の目標値が微増となっています。

※ 病院職員は平成 27 年度には 238 人とする予定ですが、医師・看護師等が不足している状況です。

※ 消防職員は平成 25 年 4 月 1 日より西はりま消防組合へ身分移管したことにより 0 人となっています。

③ 県内の合併市・近隣市・類似団体との比較

(単位：人)

		職員数		市人口	職員1人当たりの市民人口	職員1人当たりの面積(k㎡)
		全職員	病院・診療所・消防を除く職員			
合併団体	宍粟市	663	424	41,795	99	1.55
	A市	656	571	68,040	119	0.86
	B市	448	375	43,535	116	1.01
	C市	312	304	26,229	86	1.39
	D市	336	336	33,076	98	1.2
	E市	527	520	50,609	97	0.44
	F市	487	473	47,194	100	0.39
	G市	459	308	39,922	130	0.51
近隣他団体	類団Ⅰ	507	268	50,162	187	0.35
	類団Ⅱ	652	315	46,734	148	0.48
	a市	266	238	31,052	130	0.38
	b市	702	558	80,193	144	0.38
	c市	919	419	50,512	121	0.30

宍粟市の平成25年4月1日現在の人口は41,795人、面積は658.60k㎡(県内2番目の面積)となっています。

職員1人当たりの面積は1.55k㎡と他団体と比べ非常に広がっていることもあり、職員1人当たりの人口は99人と類似団体と比較すると大きな差があります。

行政効率を高めることで今後も職員数を削減していかなければなりません。

(2) 職員の任免の状況(平成24年4月～平成25年3月)

① 職種別採用者数

職種区分	採用者数		
	男	女	計
一般行政職	2人	1人	3人
消防職	2人	0人	2人
保健師	0人	1人	1人
医師	2人	0人	2人
薬剤師	0人	1人	1人
検査技師	0人	1人	1人
看護師	0人	15人	15人
准看護師	0人	1人	1人
計	6人	20人	26人

※ うち年度途中採用10人(医師2人、看護師7人、薬剤師1人)

② 昇格・昇任（一般行政職給料表適用者）

昇格とは、職務の級が給料表の上位の職務の級に変更することをいい、昇任とは、現在の職より上位の職に任命されることです。平成 24 年度中における各役職への昇格・昇任は次のとおりです。

【昇格者一覧】

級区分	男	女	計
6 級	9 人	0 人	9 人
5 級	8 人	2 人	10 人
4 級	18 人	4 人	22 人
3 級	5 人	1 人	6 人
2 級	11 人	1 人	12 人
計	51 人	8 人	59 人

【昇任者一覧】

職種区分	男	女	計
市民局長・部長級	6 人	0 人	6 人
次 長 級	9 人	0 人	9 人
課 長 級	7 人	1 人	8 人
副 課 長 級	9 人	3 人	12 人
係 長 級	10 人	4 人	14 人
主 査 級	5 人	1 人	6 人
計	46 人	9 人	55 人

※ 昇任者一覧には昇格者も含まれます

③ 退職

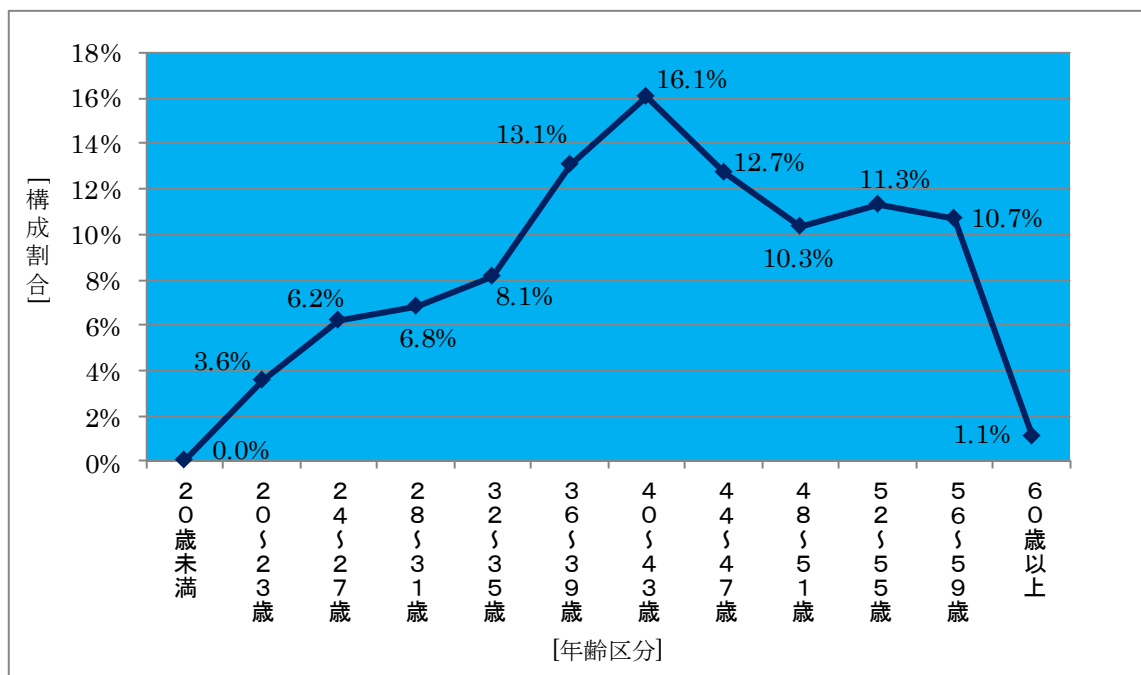
職種区分	定 年	勸 奨	自己都合等	計
一 般 行 政 職	5 人	4 人	5 人	14 人
消 防 士	1 人	1 人	0 人	2 人
医 師	0 人	0 人	1 人	1 人
検 査 技 師	1 人	0 人	0 人	1 人
理 学 療 法 士	0 人	0 人	1 人	1 人
看 護 師 ・ 助 産 師	0 人	0 人	13 人	13 人
技 能 労 務 職	2 人	0 人	0 人	2 人
保 育 士 ・ 幼 稚 園 教 諭	1 人	3 人	6 人	10 人
計	10 人	9 人	25 人	44 人

※ 幼稚園教諭の自己都合等には任期付職員の任期満了者 4 人が含まれています。

(3) 職員の年齢別構成の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

区 分	20 歳未満	20～23 歳	24～27 歳	28～31 歳	32～35 歳	36～39 歳	
職員数(人)	0	24	41	45	54	87	
区 分	40～43 歳	44～47 歳	48～51 歳	52～55 歳	56～59 歳	60 歳以上	計
職員数(人)	107	84	68	75	71	7	663

●年齢別職員構成比 (%)



(4) 定員管理上の数値の推移等

●平成 17 年 4 月 1 日からの定員管理上の推移

部 門	区 分	職 員 数								対 H17 増減数	
		H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24		H25
一 般 行 政	議会・総務	105	109	106	105	102	96	95	92	90	△ 15
	福祉	136	132	132	119	117	118	113	103	102	△ 34
	その他	124	118	113	109	109	107	102	102	103	△ 21
	小 計	365	359	351	333	328	321	310	297	295	△ 70
特 別 行 政	教育	120	110	97	91	83	80	88	88	88	△ 32
	消防	72	72	71	71	69	71	70	71	0	△ 72
	小 計	192	182	168	162	152	151	158	159	88	△ 104
公 営 企 業 等	病院	254	263	248	240	240	239	236	236	239	△ 15
	上下水道	35	36	36	35	27	28	27	24	23	△ 12
	その他	16	19	19	19	18	21	19	18	18	2
	小 計	305	318	303	294	285	288	282	278	280	△ 25
合 計		862	859	822	789	765	760	750	734	663	△ 199

※ 特別行政の消防は西はりま消防組合へ身分移管したため 0 人となっています。

2 職員の給与の状況

(1) 給与の抑制措置の内容

宍粟市では、諸手当を含む給与の見直しを行い、人件費の抑制にも取り組んでいます。

	一 般 職	特 別 職
平成 17 年度		・教育長の期末手当の 0.05 月分減
平成 18 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額平均 4.8%減 ・ 55 歳以上昇給抑制 ・ 調整手当の廃止 ・ 特殊勤務手当の廃止 (21 手当→15 手当に削減) ・ 県内日当の廃止 ・ 退職時特別昇給の廃止 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額の減額 市 長：10%減額 (940,000 円→846,000 円) 副市長： 5%減額 (760,000 円→722,000 円) 収入役： 5%減額 (685,000 円→650,750 円) 教育長： 5%減額 (685,000 円→650,750 円)
平成 19 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 枠外定期昇給の廃止 ・ 人事院勧告に伴う勤勉手当の 0.05 月増の平成 20 年度への見送り 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職の給料減額の継続 (H18～) ・ 特別職の人事院勧告に伴う期末手当 (教育長は勤勉手当) の 0.05 月増の見送り
平成 20 年度		・特別職の給料減額の継続 (H18～)
平成 21 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末勤勉手当 0.35 月減 ・ 30 歳以上職員給料平均 0.22%減 ・ 住居手当 (持ち家) 3,500 円 → 2,500 円 ・ 消防署の隔日勤務手当、火災出動手当、救急出動手当の金額減等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別職の給料減額の継続 (H18～) ・ 期末手当 0.35 月減 (教育長は期末勤勉手当 0.35 月減)
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 期末勤勉手当 0.2 月減 ・ 40 歳以上職員給料平均 0.1%減 ・ 55 歳を超える管理職給料 1.5%減 ・ 市民局長・部長・次長級管理職手当約 1.6%減 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料月額の改定 (平均 6%の減額) ・ 期末手当 0.2 月減 (教育長は期末勤勉手当 0.2 月減)
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給料表の改定 (0.1～0.5%の減額) ・ 現給保障額減額改定 (H18 給料の 0.9959→0.991) ・ 住居手当 (持ち家) 2,500 円→1,600 円 	
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現給保障額の半減 ・ 55 歳を超える職員の昇給停止 	

(2) 普通会計人件費の推移

	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額	人件費	経常収支比率	うち人件費の割合
平成 24 年度	41,795 人	22,723,726 千円	4,093,946 千円	91.7%	24.9%
平成 23 年度	42,198 人	24,228,630 千円	4,261,626 千円	93.9%	25.6%
対前年度比	▲403 人	▲1,504,904 千円	▲167,680 千円	▲2.2%	▲0.7%

※ 人件費には投資的経費に係る人件費を含んでいません。

※ 経常収支比率は、財政の弾力性を示すものさして、100%に近いほど弾力性に欠けている状態です。

(3) 職員の平均給与月額等の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	43.1 歳	330,705 円	411,122 円	373,234 円
昨年度	42.9 歳	330,745 円	415,841 円	374,649 円
増 減	—	▲40 円	▲4,719 円	▲1,415 円
兵庫県	44.2 歳	338,368 円	435,954 円	386,748 円
国	43.1 歳	307,220 円 (332,446 円)	—	376,257 円 (405,463 円)
類似団体	43.3 歳	325,498 円	376,496 円	350,250 円

※ 「平均給料月額」とは、平成 25 年 4 月 1 日現在の職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※ 表中「国ベース」とは時間外勤務手当、特殊勤務手当、日直手当を除いたものです。

※ 国家公務員欄における「平均給料月額及び「平均給与月額」(国ベース)の括弧書きは給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)で、宍粟市においても平成 25 年 7 月から減額を行っています。

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	47.8 歳	310,642 円	369,974 円	341,421 円
その他技能労務職	54.1 歳	339,780 円	405,948 円	376,800 円
清掃職員	50.7 歳	344,850 円	405,052 円	373,033 円
学校給食調理員等	46.0 歳	297,781 円	360,691 円	330,375 円
用務員	** 歳	*** 円	*** 円	*** 円
看護補助員	40.2 歳	262,300 円	311,935 円	290,100 円
運転手	** 歳	*** 円	*** 円	*** 円
兵庫県	52.1 歳	332,135 円	399,381 円	364,202 円
国	49.9 歳	272,119 円 (286,850 円)	—	309,534 円 (325,400 円)
類似団体	49.7 歳	304,468 円	326,175 円	315,565 円
民間事業者平均	46.1 歳	—	341,018 円	276,851 円

※ 「民間事業者平均」については人事院勧告資料をもとに算出しています。

※ 「***」の表示は人数が 1 人の場合に個人情報の観点から非表示としています。

③ 教育職（幼稚園教諭）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額A	平均給与月額B (国ベース)
宍粟市	42.6 歳	306,626 円	355,623 円	343,101 円
兵庫県	42.7 歳	361,006 円	414,795 円	—
類似団体	41.6 歳	305,137 円	329,909 円	—

(4) 職員の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		宍粟市	兵庫県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	174,688 円 (178,800 円)	163,987 円 (172,200 円)
	高校卒	144,500 円	141,177 円 (144,500 円)	133,418 円 (140,100 円)
技能労務職 (労務職)	高校卒	141,900 円	137,562 円 (140,800 円)	—
教育職	大学卒	172,200 円	195,107 円 (199,700 円)	—
	短大卒	155,700 円	173,125 円 (177,200 円)	—

※ 兵庫県は平成 20 年度から職務級に応じて減額措置が実施されています。

※ 国は「国家公務員の給与の臨時特例に関する法律」により平成 24 年度から 2 年間、別途減額されます。

※ 消防職については平成 25 年度より西はりま消防組合での採用となるため本表から除いています。

(5) 職員の年齢別給料・平均年収の状況（平成 25 年 4 月 1 日）

① 市長、副市長、教育長の給料・年収

(単位：円)

	市 長	副市長	教育長
年間収入	14,286,800	11,559,320	10,357,930
給料月額	880,000	712,000	638,000
賞与（年間）	3,726,800	3,015,320	2,701,930

※ 賞与は給料と給料の 10%を加算した金額の 3.85 か月分です。

※ 平成 25 年 7 月から給料月額の 10%、賞与の 3%が減額されます。

② 市議会議員の報酬・年間収入

(単位：円)

	議 長	副議長	委員長	議 員
年間収入	7,248,640	5,986,600	5,760,080	5,598,280
報酬月額	448,000	370,000	356,000	346,000
賞与（年間）	1,872,640	1,546,600	1,488,080	1,446,280

※ 議長、副議長、委員長はその職を 1 年間継続した場合の見込額です。

※ 賞与は報酬と報酬の 10%を加算した金額の 3.8 か月分です。

※ 平成 25 年 7 月から報酬月額の 5%が減額されます。

※ 会派等の請求に基づき、議員 1 人当たり月額 15,000 円を上限に政務調査費が別途支給されます。

③ 管理職の年齢構成別平均給料・年間収入（平成 24 年度実績）

（単位：円）

	職員構成割合	平均給料	扶養手当	住居手当	管理職手当	賞与(年間)	平均年収
45～49 歳	3.70%	378,164	17,560	448	40,000	1,681,861	6,915,925
50～54 歳	7.40%	391,110	14,665	1,529	44,509	1,734,854	7,156,610
55～60 歳	12.57%	403,144	10,103	1,458	51,251	1,774,129	7,365,601

※ 別途、消防職員、病院職員等の支給職員 1 人当たり年間で平均 21,271 円の特殊勤務手当等が支給されました。

※ 賞与は給料と給料の 10%を足した金額の 3.95 月分です。

※ 病院・診療所の医師及び年度途中での退職者・育児休業者等は除いています。

④ 管理職以外の職員の年齢構成別平均給料・年間収入（平成 24 年度実績）

（単位：円）

	職員構成割合	平均給料	扶養手当	住居手当	時間外手当	賞与(年間)	平均年収
20～24 歳	3.99%	183,749	161	1,716	20,659	650,583	3,126,003
25～29 歳	9.02%	202,985	4,246	6,257	29,448	797,331	3,712,563
30～34 歳	9.02%	238,355	7,044	4,726	31,168	973,301	4,348,817
35～39 歳	14.35%	284,570	10,567	4,001	40,306	1,186,559	5,259,887
40～44 歳	19.23%	327,320	11,367	3,195	41,569	1,368,291	5,969,703
45～49 歳	9.47%	342,323	12,951	3,911	38,344	1,420,769	6,191,117
50～54 歳	6.07%	349,756	10,863	1,739	41,001	1,443,066	6,283,374
55～59 歳	5.18%	372,717	9,776	1,654	32,493	1,542,788	6,542,468

※ 別途、技能労務職員、消防職員、病院職員等の支給職員 1 人当たり年間に平均 147,840 円の特殊勤務手当が支給されました。

※ 賞与は給料の 3.95 か月分（主査級以上は給料と給料の 5%を足した金額の 3.95 月分）です。

※ 病院・診療所の医師及び年度途中での退職者・育児休業者等は除いています。

市職員の給料は、条例によって定められており、毎年的人事院勧告を参考に決定しています。人事院勧告による給料表は、全国で最も民間賃金の低い「北海道・東北ブロック」を基準に作成されており、毎年、民間企業との差額分が改定されています。宍粟市も給料総額を抑制すべく、給料表の級数を国より少なくした上で、この給料表に準拠しています。

市職員の構成は若年層が少なく、中年層・高年層が多くなっており、全体の平均給与を押し上げています。

今後も、勧奨退職制度などにより、バランスのとれた職員構成をめざすとともに、職員給与の総額を抑制していく必要があります。

(6) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

宍粟市		兵庫県		国	
1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,326千円		1人当たり平均支給額(平成24年度) 1,625千円		—	
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分		(平成24年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5・10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% (抑制後 4～10%) 管理職加算 10～20% (抑制後 10～20%)		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算：5～20% 管理職加算 10～25%	

※ () 内は、再任用(職務の特殊性などを考慮し、退職後引き続き職員を一定期間雇用する制度)職員に係る支給割合です。

② 退職手当(平成25年4月1日現在)

宍粟市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
1人当たり平均支給額	5,926千円	25,162千円			
その他の加算措置 50歳以上かつ勤続20年以上 2～20%加算 ※60歳までの年数1年につき算定基礎給料を2%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置：2～20%加算		

※ 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額です。

③ 地域手当 ◇ 宍粟市は地域手当を支給していません。

④ 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)		228,391千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)		734,374円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成24年度)		42.8%		
手当の種類(手当数)		22種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(24年度決算)	支給単価
感染症防疫業務従事職員手当	保健センター職員等	感染症患者等の救護等	0千円	1日当たり400円
危険又は困難業務従事職員手当	水道部等勤務職員	下水道マンホール等入孔・水道事業緊急出動	0千円	1日当たり600円
	地域振興課等勤務職員	山地における特に危険又は困難な業務	50千円	
	給食センター勤務職員	ボイラー作業及び維持管理業務	9千円	
	当該業務に従事した者	有害物取扱業務	0千円	
	当該業務に従事した者	除雪作業車運転による除雪作業	10千円	

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (24年度決算)	支給単価
旅行死亡人の取扱業務従事職員手当		当該業務に従事した者	死人の移送及び埋火葬業務	0 千円	1 回当たり 1,000 円
ごみ、し尿取扱業務従事職員手当		ごみ、し尿取扱業務従事職員	ごみ、し尿取扱業務	844 千円	1 日当たり 600 円
福祉事務所ケースワーカー業務従事職員手当		宍粟市福祉事務所勤務職員	ケースワーカー業務	48 千円	1 月当たり 2,000 円
診療所医師特別手当		診療所医師	診療所診療業務	16,900 千円	1 月当たり 650,000 円
診療所医師往診手当		診療所医師	時間外の診療(往診)業務	187 千円	診療点数に 10 円を乗じた額の 1/2
火災等出動手当		消防署に勤務する職員	緊急時の出動(火災)	4,141 千円	1 回当たり機関員 300 円、その他 200 円
救急出動手当		消防署に勤務する職員	緊急時の出動(救急)		1 回当たり機関員 510 円、その他 200 円
隔日勤務手当		消防署に勤務する職員で通信業務を行う職員	隔日勤務		1 当務当たり 440 円
宍粟総合病院の特殊勤務手当	放射線取扱手当	放射線技師	放射線の照射又は放射線が放射されている場所での作業	4,141 千円	1 月当たり 7,500 円
	細菌検査手当	検査技師	感染症菌の細菌検査、培養の業務	630 千円	1 日当たり 150 円
	医師職務手当	医師	医療業務に従事する医師	36 千円	給料月額の 105%以内
	医師特別技能手当	医師	医療業務に従事する医師	115,222 千円	1 月当たり年数に 1 万円を乗じて得た額。ただし上限を 20 万円とする。
	遺体処置手当	看護師及び准看護師	患者が死亡した場合の遺体処置作業	42,055 千円	1 回当たり 1,000 円
	遺体搬送業務手当	当該業務に従事した者	遺体の搬送業務に従事した運転手	0 千円	1 回当たり 1,000 円
	年末年始勤務加算手当	医師ほか	医師 24 時間勤務	323 千円	1 日当たり 40,000 円
			医師 日直勤務		1 回当たり 16,000 円
			医師 宿直勤務		1 回当たり 20,000 円
			医師以外 宿直勤務		1 回当たり 3,000 円
			医師以外 日直勤務		1 回当たり 3,000 円
	年末年始勤務手当	看護師、准看護師、看護補助員及び調理員	年末年始に勤務	1,441 千円	1 日当たり 4,500 円
夜間看護手当	助産師、看護師及び准看護師	深夜における勤務時間が 4 時間以上	26,915 千円	1 回当たり 3,300 円	
		2 時間以上 4 時間未満		1 回当たり 2,900 円	
		2 時間未満		1 回当たり 2,000 円	
緊急出動手当	当該業務に従事した者	緊急呼出を受け業務に従事した職員	2,067 千円	深夜	1 回当たり 2,000 円
		深夜以外		1 回当たり 1,500 円	
待機手当	医師	休日又は時間外に待機を命じられた医師	2,840 千円	1 当務当たり 8,000 円	

手当の名称		主な支給対象職員	主な支給対象業務		支給実績 (24年度決算)	支給単価
宍粟総合病院の 特殊勤務手当	緊急診療従事 手当	医師	休日又は時間外に緊急に1時間以上の医療業務に従事	深夜	12,673 千円	1回当たり 4,600 円
				深夜以外		1回当たり 3,800 円
	研究手当	医師	薬剤の効用等経過に関する研究等	0 千円	治療等に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額	
	出張診療手当	医師	診療所等に出張診療を命じられた医師	607 千円	1回当たり 25,000 円	
検診及び指導 手当	医師及び技師の職にある者	各種検診、指導業務等に従事した医師及び技師	検診、指導業務等契約に基づく病院収入の範囲内で市長が定める額			

※ 平成 25 年度より消防署の職員が西はりま消防事務組合へ身分を移したことに伴い、火災等出動手当・救急出動手当・隔日勤務手当は廃止しています。

※ 平成 24 年度決算の金額は平成 24 年 4 月～平成 25 年 3 月の勤務実績に対する全職員の支給合計額です

⑤ 時間外勤務手当

支給実績（24年度決算）	239,392 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（24 年度決算）	436 千円
支給実績（23 年度決算）	275,961 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（23 年度決算）	489 千円

※ 各年度決算の金額はそれぞれ 4 月～3 月の勤務実績に対する全職員の支給合計額です。

⑥ その他の手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成 24 年度決算)	支給職員 1 人当たり 平均支給年額 (平成 24 年度決算)
扶養手当	(1)配偶者：13,000 円 (2)扶養親族：6,500 円 ※配偶者がいない場合 …1 人目：11,000 ※16～23 歳未満の扶養親族 は 5,000 円加算	同	—	88,431 千円	238,359 円 【支給者】 371 人/747 人
	住居手当	12,000 円以上の家賃を払っている場合：家賃に応じ 27,000 円を上限に支給 ※H24 は持ち家に関する手当あり（1,600 円/月）	同		
通勤手当	●公共交通機関利用 55 千円を限度に実費	同	—	115,630 千円	168,557 円 【支給者】 686 人/747 人
	●自家用車等利用	(宍粟市)	(国)		
	1km 未満	なし	なし		
	1km～2km 未満	2,300 円	なし		
	2km～5km 未満	3,400 円～ 5,600 円	2,000 円		
	5km～10km 未満	6,600 円～ 10,600 円	4,100 円		
	10km～15km 未満	11,500 円～ 15,100 円	6,500 円		
15km～20km 未満	16,000 円～ 19,600 円	8,900 円			

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
通勤手当	20km～25km 未満	20,400円～23,600円	11,300円		
	25km～30km 未満	24,300円～27,100円	13,700円		
	30km～35km 未満	27,700円～30,100円	16,100円		
	35km～40km 未満	30,600円～32,600円	18,500円		
	40km～45km 未満	33,000円～34,600円	20,900円		
	45km～50km 未満	35,000円～36,600円	21,800円		
	50km～55km 未満	37,000円～38,600円	22,700円		
	55km～60km 未満	39,000円～40,600円	23,600円		
	60km 以上	400円/km 加算	24,500円		
管理職手当	市民局長：67,900円(64,505円) 部長級：65,900円(62,605円) 次長級：56,100円(53,295円) 課長級：52,000円(49,400円) 副課長級：40,000円(38,000円) 副所長、副園長級： 30,000円(28,500円) ※()内は平成25年7月からの 5%減額した額	異	職務区分、支給額とも相違	109,671千円	589,626円 【支給者】 186人/747人

※ 平成24年度決算の金額は平成24年4月～平成25年3月の勤務実績に対する全職員の支給合計額です

(7) 特別職の報酬等の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料 報 酬	市 長	880,000 円	(参考) 類団における最高/最低額 (H24) 1,010,000 円 / 389,500 円
	副 市 長	712,000 円	800,000 円 / 526,500 円
	議 長	448,000 円	528,000 円 / 274,000 円
	副 議 長	370,000 円	449,000 円 / 234,000 円
	議 員	346,000 円	409,000 円 / 220,000 円
手 期 末 手 当	市長・副市長	(H25年度支給割合)	3.85 月分
	議 員	(H25年度支給割合)	3.80 月分
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×41/100	(1期の手当額) (支給時期) 17,318,400 円 任期ごと
	副 市 長	給料月額×在職月数×25/100	8,544,000 円 任期ごと

※ 退職手当の「1期の手当額」は、現在の給料月額及び支給率に基づき1期(4年=48月)務めた場合の見込額です。

※ 平成25年7月から市長・副市長の給料月額が10%減、議長・副議長・議員の報酬月額が5%減となります

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

勤務時間	8時30分～17時15分
休憩時間	12時～13時
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

※ 宋栗総合病院・保育所の夜間勤務、早出勤務等を除く

(2) 休暇の種類

条例で定める休暇には、下記のとおり、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、組合休暇があります。(平成25年4月1日現在)

種類	内容	日数等	備考																
年次有給休暇	職員が請求したときに付与される休暇 ※参考：年次休暇の平均取得状況 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr><td>平成24年</td><td>10.1日</td></tr> <tr><td>平成23年</td><td>9.0日</td></tr> <tr><td>平成22年</td><td>9.2日</td></tr> <tr><td>平成21年</td><td>7.7日</td></tr> <tr><td>平成20年</td><td>8.8日</td></tr> <tr><td>平成19年</td><td>9.1日</td></tr> <tr><td>平成18年</td><td>8.2日</td></tr> <tr><td>平成17年</td><td>7.1日</td></tr> </table>	平成24年	10.1日	平成23年	9.0日	平成22年	9.2日	平成21年	7.7日	平成20年	8.8日	平成19年	9.1日	平成18年	8.2日	平成17年	7.1日	1暦年において 20日以内	有給
平成24年	10.1日																		
平成23年	9.0日																		
平成22年	9.2日																		
平成21年	7.7日																		
平成20年	8.8日																		
平成19年	9.1日																		
平成18年	8.2日																		
平成17年	7.1日																		
病気休暇	負傷又は疾病のため療養する必要があると認められた場合に取得できる休暇	90日以内	有給																
特別休暇	特別の事情により勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇 ※詳細は次ページのとおり。	それぞれの休暇に応じた日数・時間	有給																
介護休暇	職員が配偶者、父母、子等が負傷、疾病又は老齢により介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇	連続する6か月以内	無給																
組合休暇	職員団体の業務と認められるものに従事する場合の休暇	1暦年において30日以内	無給																

●特別休暇の種類

休 暇 名	内 容	取 得 日 数
公民権行使休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
官公署出頭等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署等に出頭等する場合	必要と認められる期間
骨髄等提供休暇	骨髄、末梢血幹細胞の提供希望者としての登録申出、提供のための検査・入院等	必要と認められる期間
社会貢献活動休暇	災害時に被災者を支援するなどのボランティアを行う場合等	5日以内
結婚休暇	結婚に伴う行事のための休暇	5日以内
産前産後休暇	出産前後の母体保護を目的とした休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合14週）・産後8週間
育児時間休暇	生後1年に達しない子の授乳等のための休暇	1日2回30分以内
出産補助休暇	妻の出産に伴う休暇	出産の日後2週間以内で2日以内
男性職員の育児参加休暇	小学校就学前までの子の養育のための休暇	5日以内
生理休暇	生理日の勤務が著しく困難な場合の休暇	必要と認められる期間
妊娠中休暇	妊産婦である女子職員が保健指導又は健康審査を受ける場合	必要と認められる期間
忌引休暇	親族の死亡に伴う休暇	最大10日以内（親族による）
追悼休暇	父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内
夏季休暇	盆の行事や健康維持のための休暇	5日以内
リフレッシュ休暇	勤続20年・30年の場合の心身活力増進自己研鑽を図るための休暇	連続する3日以内
子の看護休暇	小学校就学前までの子を看護するための休暇	5日以内（子が2人以上は10日以内）
短期介護休暇	日常生活を営むのに支障がある要介護者の世話のため認められる場合	5日以内（要介護者が2人以上は10日以内）
その他の特別休暇	地震、水害、火災等により住居が滅失・損壊した場合で、住居の復旧作業等をする場合等	必要と認められる期間

(3) 育児休業等

①制度の概要

休業の種類	概要															
育児休業	養育する子が3歳に達する日まで取得が可能															
部分休業	正規の勤務時間の初め又は終わりにおいて1日を通じて2時間の範囲内で取得可能															
育児短時間勤務	地方公務員育児休業法により次の勤務形態から選択し勤務する。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>週休日</th> <th>勤務日・時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土日</td> <td>月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土日</td> <td>月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土日・月～金のうち2日</td> <td>残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土日・月～金のうち2日</td> <td>残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)</td> </tr> </tbody> </table>		週休日	勤務日・時間	1	土日	月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)	2	土日	月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)	3	土日・月～金のうち2日	残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)	4	土日・月～金のうち2日	残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)
		週休日	勤務日・時間													
	1	土日	月～金に3時間55分ずつ(計19時間35分)													
	2	土日	月～金に4時間55分ずつ(計24時間35分)													
3	土日・月～金のうち2日	残り3日に7時間45分ずつ(計23時間15分)														
4	土日・月～金のうち2日	残り3日のうち2日に7時間45分ずつ、1日に3時間55分(計19時間25分)														

※ 育児休業、部分休業をした期間は、給与は支給されません。また、育児短時間勤務をした場合、勤務のない時間分は減額されます。

②育児休業・部分休業の取得者数(平成24年度)

区分		取得者数
育児休業	新たに育児休業をした者	14人
	前年度から引き続き取得している者	10人
部分休業・育児短時間勤務した者		1人

4 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分(平成24年度)

分限処分とは、職員が疾病等のためにその職責を果たせない場合等、公務能率維持を目的として行う処分のことをいい、平成24年度中の処分者は以下のとおりです。

	降任	免職	休職	降給	計
勤務実績が良くない場合					0人
心身の故障の場合			延10人		延10人
職に必要な適性を欠く場合					0人
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職及び過員を生じた場合					0人
刑事事件に関し起訴された場合					0人

(2) 懲戒処分（平成 24 年度）

懲戒処分とは、職員が法令に違反した場合等、公務における規律と秩序の維持を目的として行う処分のことをいいます。

	戒告	減給	停職	免職	計
法令に違反した場合					0人
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合					0人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合					0人

5 職員のサービスの状況

地方公務員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないと法律で定められています。職務を遂行する上で職員が守るべき義務は、次のとおりです。

- ・職務命令等に従う義務
- ・秘密を守る義務
- ・政治的行為の制限
- ・営利企業等の従事制限
- ・信用失墜行為の禁止
- ・職務に専念する義務
- ・争議行為等の禁止

宍粟市では、地方公務員法に基づき、上記のサービス事項を遵守しています。

ただし、例外的に、「営利企業等の従事制限」については、「宍粟市職員の営利企業等の従事に関する許可の基準を定める規則」により、その趣旨に反しない限り認められることがあります。

また、「職務に専念する義務」については、「宍粟市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例・施行規則」により、免除されることがあります。例として次のようなものがあります。

- ①消防団員又は水防団員としての業務に従事する場合
- ②定期健康診断又は市長が認める健康診断を受ける場合
- ③公務上又は職務に関連のある研修会、講演会、公聴会等の講師となる場合

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

宍粟市では、職員の資質向上・人材育成のため、職員研修を行っています。これにより職員の意識改革、能力向上を図っています。

(1) 職員の研修の状況（平成 24 年度実績：延べ 1,775 人）

分 類		受講者等	内容・目的等
派遣研修	兵庫県自治研修所研修	14 コース 33 人	行政管理能力、接遇向上等の習得を図る。 (管理職、政策づくり、接遇指導者養成研修等)
	兵庫県市町振興課研修	10 コース 15 人	行政実務の能力の向上を図る。 (法制執務、人事労務、徴収、財務等)
	全国市町村国際文化研修所等	3 コース 3 人	専門家からの指導及び他自治体との情報交換等により最新の動向把握、専門知識の向上を図る。(債権回収、自治体広報術、児童虐待への対策)
	兵庫県市長会研修	2 人	従来の事務手法に捉われないシステム構築のため先進事例を学ぶ。
	兵庫県西播磨県民局研修	2 人	社会経済情勢の変化についての認識を深める。
	(財) 兵庫県市町村振興協会 (パソコン研修)	7 コース 26 人	パソコンについて専門知識を習得し、業務効率化を図る。
	兵庫・岡山両県隣接市町村協議会	7 人	定住促進など、まちづくりの成功事例から幅広い視野と見識を身に付ける。
	自治大学校	1 人	政策形成能力及び行政管理能力を修得し、使命感及び管理職としての意識の涵養を図る。
	兵庫県市町職員職場研修	4 人	兵庫県市町振興課・土地改良センター・龍野土木事務所に職員を 1 年間派遣し、市町行財政・土地改良・土木行政の幅広く深い知識の習得を図る。
市単独 (庁内) 研修	人権研修（全体研修・事後職場内研修）	延 1,341 人	人権を尊重するまちづくりをめざし、そのための職員の育成を図る。また、職場において事後研修を実施した。
	管理職研修（課長以上）	58 人	専門家から地域経済の活力維持について提言を受け、まちづくり、地域活動につなげる。
	接遇研修（係長等監督職）	27 人	管理職員の接遇能力を磨き、所属職員への指導等による相乗効果を図る。
	公務員倫理研修（係長等監督職）	33 人	コンプライアンスの確立は市政運営上不可欠であり、職場内指導も踏まえ管理職員が学ぶ。
	新任職員研修、接遇倫理	延 14 人	各分野の業務を幅広く習得し、市職員としての対応能力の向上、接遇能力の向上を図る。
	勤務評定研修（新任課長等）	10 人	公平な人事評価を実施するために、評価者の評価視点統一を図る。
	中堅職員研修（主査・主事）	42 人	会議、説明会、日常業務の効率化及び住民へのわかりやすい説明をめざし。専門家より学び習得を図る。
	認知症サポーター養成講座研修	67 人	認知症に対する理解を深め「認知症サポーター」として、高齢化時代に対応できる職員の養成を図る。
	建設事業・技術担当職員研修	80 人	土木、農林、建築等の現場を担当している職員を対象に適正な事業執行、工期遵守についての知識の向上と意識の統一を図る
	若手職員税務実務研修（採用 4 年以下で税務経験のない職員）	10 人	行政の主要財源である税を学び、確定申告受付事務を体験することで納税者と接し、貴重な財源を意識した行政運営を図る。

※ 受講者数等には臨時職員を含みます

(2) 勤務成績の評定の状況

地方公務員法第 40 条第 1 項において、「任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。」と規定されており、宍粟市では、宍粟市勤務評定規則を定め、定期的に勤務成績を評定しています。

勤務成績を評定することにより、公正な人事行政運営と職員の執務能力の発揮・増進を図ることができます。

なお、評定者は次のとおりです。

評定を受ける職員	第一次評定者	第二次評定者	調整者
副課長級以下の職員	所管する課長級の職員	所管する次長級の職員	市長
課長級の職員	所管する次長級の職員	所管する部長級の職員	市長
次長級の職員	所管する部長級の職員	副市長	市長
部長級の職員	副市長	—	市長

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康管理に関する事業の実施状況

労働安全衛生法第 66 条の規定（すべての事業所に対する規定）に基づき、職員の健康診断等を毎年度定期的実施しています。

宍粟市が独自で行う福利厚生事業は、健康診断（法律義務）その他予防接種（消防職員のみ対象）等であり、健康診断については（財）兵庫県健康財団に委託しています。

●宍粟市独自福利厚生事業の負担額の状況

	平成 24 年度
負担金	10,297 千円

(2) 公務災害の状況

宍粟市は、地方公務員災害補償法に基づく、地方公務員災害補償基金兵庫県支部に加入しています。公務災害補償制度は、職員が公務上・通勤上の災害を被った場合に、その身体的損害に対し補償するものです。

●公務災害・通勤災害の状況

項目	件数（平成 24 年度）
公務災害認定件数	11 件
通勤災害認定件数	1 件

●地方公務員災害補償基金兵庫県支部への負担金

	平成 24 年度
負担金	6,727 千円

※ 負担金は前年度の職員の給与を元に、毎年変動する負担率により算出されます。

(3) 共済・厚生制度の状況

職員の共済・厚生制度として、宍粟市は兵庫県市町村職員共済組合等に参加しています。兵庫県市町村職員共済組合では、主として短期給付事業（出産・結婚・休業等による給付）、長期給付事業（年金等）、福祉事業（貯金・貸付等）を行っています。詳細は兵庫県市町村職員共済組合のホームページ（<http://www.h-kyosai.or.jp/index.php>）又は公立学校共済組合兵庫支部のホームページ（<http://www.kouritu.go.jp/hyogo/>）をご覧ください。

また、宍粟市は職員の福利増進等のため、兵庫県市町職員互助会・兵庫県学校厚生会に参加しています。兵庫県市町職員互助会等は、共済・掛金・福利事業（各種見舞金、各種祝金、弔慰金等給付）等を行っています。

●兵庫県市町職員互助会等への公費負担状況等

	公費負担額	会員掛金総額	会員数	会員1人当たり 公費補助金額	公費負担率
平成24年度	5,655千円	11,508千円	730人	7,747円	32.9%

(4) 利益の保護の状況

職員は、給与その他の勤務条件について、宍粟市が適当な措置を執る要求、また、その意に反して不利益処分を受けたときの不服申立てを、宍粟市公平委員会に対してすることができることとなっています（地方公務員法）。

なお、平成2年度については、措置要求及び不服申立てはありませんでした。

8 職員の競争試験及び選考の状況

宍粟市職員の採用は、競争試験により行っています。平成24年度実施又は採用に係る職員採用候補者試験の結果等は次のとおりです。

職種区分	申込者数	受験者数	1次合格者数	最終合格者	倍率
一般行政	59人	45人	27人	8人	5.6倍
消防	13人	12人	6人	2人	6.0倍
幼稚園教諭	16人	15人	11人	11人	1.4倍
看護師	17人	17人	15人	15人	1.1倍
薬剤師	2人	2人	2人	2人	1.0倍
理学・作業療法士	8人	8人	2人	2人	4.0倍

● 一般行政・消防

1次試験：9月16日（日）実施 県内統一の教養試験・作文試験

2次試験：10月29日（月）実施 集団面接・集団討論・適性検査（択一式）・消防は体力検査

3次試験：11月13日（火）実施 個人面接

● 幼稚園教諭（任期付）・看護師・薬剤師・理学療法士・作業療法士は別日程で試験を実施